特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律 に基づく条例に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江府町は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

江府町長

公表日

平成27年5月29日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務							
②事務の概要	地方税法に基づき、住民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税を賦課徴収、課税に必要な調査、課税総額と明細の確定を行っている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧に応じている。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①課税・非課税の住民に関する情報管理 ②課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③所得及び控除の管理 ④課税標準額及び税額の算出 ⑤各種税額の徴収に係る納税通知書、納明限及び納税管理人情報の管理 ⑥技養関係情報の管理 ⑦各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行 ⑨税目ごとの口座登録 ⑩滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑪督促状の発送 ⑩地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑬地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑬地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。							
③システムの名称	固定資産税システム、町県民税システム、申告受付システム、eL Tax、国税連携システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、収納消込システム、統合宛名システム、中間サーバー							
o 性ウ囲し体起ラーノル。								

2. 特定個人情報ファイル名

住民税課税ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、国民健康保険税ファイル、統合宛名ファイル、

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項、別表第一項番16

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

 (選択肢>

 (1)実施の有無
 (2)実施しない

 (3)未定

②法令上の根拠 番号法第19条第7号、別表第二項番26、27

5. 評価実施機関における担当部署

①部署江府町役場 住民課②所属長住民課長 山川浩市

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 江府町役場 総務課 〒689-4401 鳥取県日野郡江府大字町江尾475 0859-75-2211

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		平成27年3月31日 時点						
2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	平成	27年3月31日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明